

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.031

処 分 名	自立支援医療（更生医療）の認定
処 分 の 概 要	申請に係る障害者が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条の基準に該当する場合に支給認定を行う。
根拠法令等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条、第54条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条
審 査 基 準	<p>身体障害者更生相談所の判定、世帯の所得状況に基づき、受給の可否及び自己負担額の決定を行います。</p> <p>◎対象となる障害と治療の例 肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直 →人工関節置換術等 腎臓機能障害・・・人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む) HIVによる免疫機能障害・・・抗HIV療法</p> <p>◎自己負担額 原則は、総医療費の1割負担となりますが、市町村民税（所得割）額によって上限額が設定されます。</p> <p>生活保護受給者・・・ 0円 非課税世帯・・・（世帯の収入が80万円以下の場合）2,500円 （ " 80万円を超える場合）5,000円 市町村民税（所得割）が 3万3千円未満・・・5,000円（※1） 23万5千円未満・・・10,000円（※2） 23万5千円以上・・・20,000円（※3）</p> <p>※「重度かつ継続」に該当する場合は、自己負担上限額は上記になります。「重度かつ継続」に該当しない場合は、※1・※2は医療保険の自己負担限度額、※3は非該当となります。</p>
標準処理期間	20日（更生相談所の判定に要する期間を除く）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisa/iryohijosei/kousei.html

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五十二条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

2 第十九条第二項の規定は市町村等が行う支給認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村等が行う支給認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。